

令和8年度 町外保育施設の入所申し込みに必要なもの

保育施設への入所を希望される方は、次のとおり関係書類を提出してください。事由により提出する書類が異なりますので、ご確認のうえ、提出してください。

1. 提出する書類

① 支給認定(現況)申請書兼保育利用申込書

② 世帯の状況を証する書類…該当する場合、必要な書類を提出してください。(いずれも写し)

ひとり親世帯	○次のいずれかの書類 … 児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証、全部事項証明書(戸籍謄本) ※児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費受給資格証所持の場合は添付不要
障がい者(児)と同居	○次のいずれかの書類 … 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護(療育)手帳、特別児童扶養手当証書、国民年金の障害基礎年金等の受給を証するもの ※特別児童扶養手当証書所持の場合は添付不要

③ 保育の必要な理由を証する書類 (保護者それぞれ1通、いずれかの書類を提出してください。)

就労(会社等への勤務、自営業)	○就労証明書…就労状況に変更があった場合(育児休業、職場変更等)は、新たな就労証明書を提出してください。
妊娠、出産	○母子健康手帳(分娩予定日を記載しているページ)の写し (「出産月を含む前3か月」から「出産日から8週間経過する日の翌日」が属する月の末日)までの入所となります)
保護者の疾病	○医師からの診断書(様式は健康こども課にあります)
保護者の障がい	○身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛護(療育)手帳、国民年金の障害基礎年金の受給を証するものの写し
親族の介護、看護	○介護・看護申立書(様式は健康こども課にあります) ○医師からの診断書(様式は健康こども課にあります)、介護保険被保険者証(要介護認定を受けたもの)の写し、施設利用状況を確認できるもの
求職活動	○誓約書兼求職活動状況申立書及び求職活動状況を示す書類の写し(求職受付票「ハローワークカード」、面接通知、不採用通知等)

※ 求職中の方は原則 90 日までの入所となります。入所後3か月以内に就労証明書等をご提出ください。

就学・職業訓練	在学を証明する書類の写し
---------	--------------

※ 町外の保育施設に入所希望で、60 歳未満の祖父母と同居されている方は、祖父母の分についても、いずれかの書類が必要となります。

④ 利用者負担額(保育料)を決定するための書類

市町村民税額を証する書類 (所得課税証明書等の市町村民税額がわかる書類:保護者それぞれ1通)

○令和7年1月1日時点で南部町に住民登録がある、又は令和7年1月2日以降に南部町に住民登録があり、令和7年1月1日時点で住民登録があった市町村において市町村民税額が確認できる保護者 ⇒ 不要

☆所得がない方でも非課税証明書等の提出が必要です。(※証明書の発行に関しては市町村によって様式が異なります。令和7年1月1日現在の住所地へ確認をお願いします。)

☆未申告の方は証明書が発行されません。令和6年分(令和6年1月～12 月)の所得について申告を済ませたうえで、発行を依頼してください。

◎書類の不足、記載内容の不備及び虚偽記載がある場合は、支給認定並びに施設の利用契約ができませんので、十分に確認のうえ提出してください。

2. 提出先

健康こども課(南部町健康センター)※他窓口での申込書配布及び受付は 12 月上旬を予定

※支給認定(現況)申請書兼保育利用申込書に個人番号(マイナンバー)を記載していただきますが、提出の際に本人確認が必要となるので、本人確認書類(個人番号カードなど)を持参して、提示してください。

3. 申込期限

町外施設の入所申し込みは他自治体の申込期限の兼ね合いから

令和7年 11 月 10 日(月)から令和7年 12 月 12 日(金)まで健康こども課でのみ受け付けます。

→裏面もご確認ください。

◎マイナポータルで保育に関するサービスの検索やオンライン申請ができます。

◇マイナポータルのご利用 → マイナポータルサイト(内閣府)からログインしてください。

【広域入所】

※広域入所(町外保育施設等への入所)は、希望する施設の所在市町村が設定する締め切りとなりますので事前にご確認のうえお申し込みください。

～広域入所の流れ(認可施設)～

- ①入所を希望する園や所在市町村への問い合わせ(受入の可否等)や園の見学
- ②南部町への申込書提出(所在市町村が設定する締め切り日前に余裕をもった提出をお願いしております。)※所在市町村ではなく、南部町への申込みとなります。
- ③南部町より所在市町村へ受入について協議依頼
- ④所在市町村より受入の可否について南部町へ通知
- ⑤南部町より申込者へ結果をお知らせ、通知書を発送

【その他】

- ・入園日は毎月1日です。ただし、児童虐待防止に関して特別な支援を要する家庭の児童など、緊急性が高いと判断される場合には、この限りではありません。
- ・現在育児休業中で、当該児の保育施設の利用を希望する場合は、復職月の前々月1日より利用可能です。
- ・申込数が受入可能人数を超過する場合は利用調整を行います。点数が高い方から順に入園を決定します。
- ・町外から南部町へ転入を予定し、4月1日より町内外の保育施設に入所を希望する方は、事前に健康こども課へお知らせください。
- ・転入・転出後も継続して園を利用する場合、転入先、転出元の市町村でそれぞれ手続きが必要となります。